

## 藤沢市教育委員会 3月定例会会議録

日 時 2022年(令和4年)3月18日(金)

午後4時00分

場 所 本庁舎8階 8-1・8-2会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 議 題

- (1) 教育長職務代理者の指名について

5 議 事

- (1) 議案第51号 藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則等の一部改正について
- (2) 議案第52号 藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について
- (3) 議案第53号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
- (4) 議案第54号 藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について
- (5) 議案第55号 藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について
- (6) 議案第56号 藤沢市教育委員会規則の読点の表記を改める規則の特例について
- 議案第57号 藤沢市教育委員会訓令の読点の表記を改める規程の制定について
- 議案第58号 藤沢市教育委員会告示の読点の表記を改める規程の制定について
- (7) 議案第59号 藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針の策定について
- (8) 議案第60号 学校教育ふじさわビジョンの改定について
- (9) 議案第61号 藤沢市立学校教職員人材育成基本方針の改定について
- (10) 議案第62号 藤沢市文化芸術振興計画の一部修正について
- (11) 議案第63号 教育委員会事務局職員の人事異動について

6 閉 会

出席委員

- 1 番 岩 本 將 宏
- 2 番 木 原 明 子
- 3 番 市 村 杏 奈
- 4 番 飯 盛 義 徳
- 5 番 種 田 多 化 子

出席事務局職員

教育部長	松 原 保	生涯学習部長	神 原 勇 人
教育部参事	峯 浩 太 郎	教育部参事	伊 藤 雅 浩
生涯学習部参事	板 垣 朋 彦	教育指導課長	坪 谷 麻 貴
学務保健課長	近 尚 昭	教育文化センター長	作 道 実
学校教育相談センター長	宮 崎 洋 子	教育総務課主幹	藤 田 健 司
スポーツ推進課長	西 台 篤 史	文化芸術課長	井 澤 邦 章
学務保健課課長補佐	宇 野 匡	学務保健課課長補佐	木 村 千 波
生涯学習総務課主幹	峯 千 鶴	生涯学習総務課課長補佐	山之内 朋 子
文化芸術課課長補佐	齊 藤 雅 子	教育指導課指導主事	納 富 崇 典
教育指導課指導主事	植 松 梢	教育文化センター指導主事	溝 尾 昌 也
教育文化センター指導主事	西 田 将 之		

書 記 鈴 木 憲 二 郎

岩本教育長

ただいまから藤沢市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

本日は新型コロナウイルス感染症対策として、会議時間の短縮についてご協力いただきたく、説明を簡潔にさせていただくなどのご配慮をお願いいたします。また、ご発言の際は、マスク着用のまま行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、2 番・木原委員、5 番・種田委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、2 番・木原委員、5 番・種田委員にお願いいたします

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりに了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、このとおりに了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

これより議題に入ります。

議題 1「教育長職務代理者の指名について」を審議いたします。(議案書 1 ページ参照)

この議題につきましては、市村現教育長職務代理者の任期が、2022 年 3 月 31 日をもって満了となることから「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 2 項の規定により、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの藤沢市教育委員会教育長職務代理者を指名するものです。

教育長職務代理者には幅広い見識を有しておられます飯盛委員を指名したいと思います。任期は 2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの 1 年間といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、飯盛委員から一言お願いいたします。

飯盛委員

教育長からご指名がありましたとおり、4 月から、私が教育長職務代理者を務めることになりましたので、よろしくお願い申し上げます。

岩本教育長

この議題については、以上となります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

議事に入ります前に、議案第 63 号「教育委員会事務局職員の人事異動について」は、人事に関する事案にあたるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条第 7 項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第 63 号は、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷

岩本教育長

それでは、議事に入ります。

議案第 51 号「藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則等の一部改正について」を上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

西台スポーツ推進課長

議案第 51 号「藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則等の一部改正について」、ご説明いたします。(議案書 2 ページ参照)

今回、この議案を提出しましたのは、民法の一部が改正され、成年年齢が引き下げられることに伴い、関係する規則において所要の改正をするものです。該当箇所につきましては、団体登録要件である代表者の年齢が「20 歳」以上となっているものを、今回の民法改正に合わせて「18 歳」以上とするものです。また、同様の要件を含む規則が複数あることから、3 本の施行規則について一括で改正するものです。以上、議案第 51 号の説明を終わります。

岩本教育長

生涯学習部の説明が終わりました。議案第 51 号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 51 号「藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷

岩本教育長

続きまして、議案第 52 号「藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

近学務保健課長

議案第 52 号「藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について」、ご説明いたします。(議案書 4 ページ参照)

この議案を提出したのは、「民法の一部を改正する法律」が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、この中で、極度額(上限額)の定めのない個人の根保証契約は無効であるとされていることから、現行、新採用教職員から取得している身元保証書は効力をなさなくなりました。本市職員課においても令和 3 年 4 月 1 日付で藤沢市職員認定保証規則の廃止がなされております。本市教育委員会におきましても、「藤沢市立学校教職員服務規程」第 3 条(新任職員の身元保証書の提出)を削除し、令和 4 年 4 月 1 日の採用者から提出を求めないこととするものです。この第 3 条を削除することにより生じる、引用部分の読み替え、及び条の番号ずれもあわせて改正いたします。議案書につきましては、4 ページに記載のとおりでございます。以上で説明を終了いたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりました。議案第 52 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 52 号「藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

÷ ÷

岩本教育長 続きます。議案第 53 号「藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

伊藤教育部参事 議案第 53 号「藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について」、ご説明いたします。(議案書 7 ページ参照)

この議案を提出したのは、教育総務課の分掌事務を追加及び藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正に伴い、所要の改正をする必要によるものです。(新旧対照表参照)

各課の分掌事務を定めている第 4 条において、令和 4 年度から教育総務課内に学校の適正規模・適正配置に関する担当を新たに設置することから、新たに「第 28 号」として記載の事務を規定するものです。

次に、専決事項を定めている第 9 条の「別表第 2」の固有事務決裁表において、ただいまご説明いたしました新たな事務を 12 ページに記載のとおり、規定するものです。

次に、公印の名称や用途などを定めている第 13 条の「別表第 3」において、議案第 52 号「藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正」が承認されたことを受け、引用している条文に条ずれが生じたことから、規則の整備を行うものです。附則については施行日を定めるものです。以上で、議案第 53 号の説明を終わります。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 53 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 53 号「藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

÷ ÷

岩本教育長 続きます。議案第 54 号「藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

伊藤教育部参事 議案第 54 号「藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について」、ご説明いたします。(議案書 19 ページ参照)

この議案を提出したのは、小学生の相談支援体制の充実のため、教育委員会職員である支援教員の勤務時間等の特例に関する規定の整備を行う必要によるものです。規程の改正の内容につきましては、21 ページの新旧対照表をご覧ください。「職種が支援教員である者」の勤務時間の割り振りに、「又は 124 時間」を加えるものです。なお、附則につきましては、令和 4 年 4 月 1 日とするものです。以上で、議案第 54 号の説明を終わります。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 54 号につきまして、ご意見・ご質問

がありましたらお願いいたします。

特にならぬようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 54 号「藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第 55 号「藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

伊藤教育部参事 議案第 55 号「藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について」、ご説明いたします。(議案書 22 ページ参照)

この規程の一部改正につきましては、藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正が 3 月 2 日の市議会本会議で可決されたことに伴い、改正するものです。この条例の一部改正によりまして、任命権者に対し育児休業制度等の周知、育児休業の取得意向の確認のための措置、妊娠・出産等を申し出た職員の不利益取り扱いの禁止及び育児休業を取得しやすい職場環境の整備に関する措置について義務づけられました。現行の「藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規程」においては、総務部長に対して職員の採用、衛生管理、研修等を委任しているところですが、育児休業に関し、新たに任命権者に義務づけられた事務につきましても、これらの事務と深い関連があることから総務部長に委任するものです。

規程の改正の内容につきましては、24 ページの新旧対照表の第 2 条に規定する総務部長に委任する事務として、「委員会職員の育児休業に関し任命権者がとるべきこととされている措置」を追加するものです。附則につきましては、施行日を条例の一部改正の施行日と同日の令和 4 年 4 月 1 日とするものです。以上で、議案第 55 号の説明を終わります。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 55 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にならぬようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 55 号「藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第 56 号「藤沢市教育委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について」、議案第 57 号「藤沢市教育委員会訓令の読点の表記を改める規程の制定について」、議案第 58 号「藤沢市教育委員会告示の読点の表記の改める規程の制定について」を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

伊藤教育部参事 議案第 56 号「藤沢市教育委員会規則の読点の表記を改める規則の制定につ

いて」、議案第 57 号「藤沢市教育委員会訓令の読点の表記を改める規程の制定について」、議案第 58 号「藤沢市教育委員会告示の読点の表記の改める規程の制定について」を一括してご説明いたします。(議案書参照)

本市の公用文における読点につきましては、昭和 27 年に内閣官房長官から各省庁あてに通知されました公用文作成の要領に準拠し、「、(カンマ)」で表記してまいりました。当該通知につきましては、国の文化審議会国語分科会において見直しが進められ、その結果、令和 3 年 3 月 12 日に同分科会から文化審議会に報告されました。その中で読点については、「カンマ」ではなく、テンで表記すべきこととされたことから、本市の公用文の読点につきましても、同様とすることとしたものです。本議案につきましては、このことを受けまして、本市教育委員会の規則、訓令及び告示中の読点の表記を「カンマ」から「テン」に改めるものです。附則につきましては、施行日をいずれも令和 4 年 4 月 1 日からとするものです。以上で、議案第 56 号から 58 号の説明を終わります。

岩本教育長

事務局の説明が終わりました。議案第 56 号から第 58 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 56 号から第 58 号は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、議案第 59 号「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針の策定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

峯教育部参事

議案第 59 号「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針の策定について」、ご説明いたします。(議案書 31 ページ参照)

この議案を提出したのは、本市の市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針を策定する必要によるものです。(資料 1 参照)

1 これまでの経緯ですが、去年 5 月の教育委員会定例会にてご説明いたしましたとおり、学校規模の適正化における基本方針の策定につきましては、教育委員会から検討委員会に対し諮問をいたしました。検討委員会では教育におけるさまざまな分野の委員により協議を重ね、今年 1 月に基本方針が取りまとめられ、教育委員会が答申を受けたものです。この内容につきましては、2 月の教育委員会定例会後に委員の皆様にご報告をさせていただきましたとおりで、その後、教育委員会事務局では答申内容を踏まえて、この基本方針案を作成したものです。

2 「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針(案)」については、(1) 「はじめに」から(6) 「参考資料」(資料 2)に記載のとおり、これまでの学校建設の変遷や学校に関する現状と課題、学校適正規模・適正配置を進めていく上での基準、検討する際の留意点及び取組方法、さらに学校規模に起因する特性を初め、各地区の推計や学校等の状況を記載しております。この中で核となる(3) 学校適正規模・適正配置の基準から(5) 学校適正規模・適正配置の

取組方法につきましては、資料2によりご説明いたします。(資料2 16 ページ参照)

3 学校適正規模・適正配置の基準の考え方についてご説明いたします。学校は、基礎学力を身に付ける場所であるとともに、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場所でもあります。また、さまざまな形態による効果的な学習を行うことや、集団の相互作用による思考力の育成を図るためにも活動に応じて少人数のグループから大きな集団まで、適正な規模の集団を組み、多様な教育活動を展開する必要があります。多様な教育活動を展開しやすい学校規模を「適正規模」として幾つかの視点における基準を定めたものです。

(1) 学校の規模ですが、文部科学省が作成した手引の内容を踏まえ、本市では小・中学校ともに12学級以上24学級以下を適正規模と定め、「学校規模の目安」の表に記載のとおり、過少規模から過大規模まで5段階に分類しております。17ページから18ページにかけては、2040年の市立小・中学校の学校規模の状況を一番右側の列に記載しておりますが、18ページの中学校に関する記載につきましては、今後、小学校と同様に少人数学級実施の方針が示される可能性があることから、現在の40人学級が継続された場合と35人学級が実施された場合の学級数と学校規模をそれぞれ記載しております。

(2) 通学距離につきましては、児童生徒の体力などを考慮した結果、望ましい通学距離を小学校では片道概ね2キロメートル以内、中学校では片道概ね3キロメートル以内と定めております。

(3) 通学区域につきましては、通学距離だけではなく、通学時間、幹線道路、鉄道等での境界、自治会、町内会、13地区の行政区割りについて配慮することと定めております。

4 学校適正規模・適正配置を検討する際の留意点では、学校の規模及び配置の適正化につきましては、将来的な児童生徒数や学級数の推移を見据えて手法を検討し、子どもたちにとってより良い教育環境を整えるとともに、長期的な学校施設の維持管理の視点を踏まえて検討することとしております。先ほどご説明いたしました学校規模、通学距離、通学区域に関する項目のほか、22ページには白浜養護学校の過大規模の解消や特別支援学級を全校に設置し、支援教育を推進していく視点、小中一貫教育の検討についても記載しております。なお、小中一貫教育を検討する場については、適正規模・適正配置の視点でとらえ、小中一貫教育の導入について十分な検討を行いながら進めていくこととしております。

23 ページの(6) 地域との連携では、学校は、防災機能や地域の交流の場となるなど、さまざまな機能を持ち合わせており、地域コミュニティにおいて重要な役割を有していることなどから、地域団体との協議を十分に重ね、地域の意見を取り入れながら検討を進めることとしております。

また、統合等を行う場合の検討事項では、学校施設を再整備する際に、教育



環境に配慮した上で、他の公共施設との複合化についても検討すること、さらに統合等により生じた活用しない学校施設がある場合は、その活用方法について地域住民の意見を伺うとともに、「藤沢市公共資産活用等検討委員会」などとも情報共有を図りながら検討することとしております。

24 ページの 5 学校適正規模・適正配置の取組方法ですが、基本方針や実施計画策定等の位置づけのほか、今後の取組方法を 27 ページにかけて記載しております。ここでは 26 ページの図 1 「今後のスケジュール」により説明いたします。中段の実施計画の策定につきましては、2022 年度から 2023 年度にかけてまして、基本方針に基づく適正規模・適正配置の実現に向けた通学区域の見直しや学校の統合について、パブリックコメントを実施するほか、地域説明会を開催しながら検討を進め、具体的な手法及び学校名を明記した実施計画を策定いたします。下段の「(仮称) 地域別協議会」による検討につきましては、2024 年度以降、実施計画における検討対象校ごとに地域住民とで構成する「(仮称) 地域別協議会」を設置し、学校運営上の課題について合意形成を図りながら検討を進めてまいります。なお「(仮称) 地域別協議会」の検討の結果、合意が得られない場合は実施計画に明記した通学区域の見直しや統合などにつきましては、改めて検討することとしております。(資料 1 参照)

「3 今後のスケジュール」ですが、4 月から教育総務課内に新たな担当を設置し、体制を強化した上で取り組みを進めてまいります。また、実施計画の策定につきましても基本方針と同様、検討委員会に諮問し、適正規模・適正配置の実現に向けた具体的な手法等を表示し、その内容を答申するよう 5 月の教育委員会定例会にお諮りしてまいりたいと考えております。5 月以降は教育委員会を開催いたしまして、12 月までに実施計画素案を作成し、その後、2023 年 1 月から 6 月にはパブリックコメントを実施するほか、地域説明会を開催する予定としていることから、2023 年 1 月に向けて、より良い推進体制の構築についても検討をしてまいります。そしてパブリックコメントや地域説明会のほか、市議会からの意見を踏まえ、2023 年 7 月以降、改めて検討委員会を開催、協議を重ね、2024 年 1 月までに実施計画を取りまとめ、答申をいただき、2024 年 3 月には実施計画を策定する予定でございます。2024 年 4 月以降につきましては、実施計画に基づき適正規模・適正配置の検討対象となった地域ごとに地域住民などで構成する「(仮称) 地域別小中学校適正規模・適正配置検討協議会」を順次設置し、各地区において協議を開始してまいります。以上で、議案第 59 号の説明を終わります。

岩本教育長

事務局の説明が終わりました。議案第 59 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

市村委員

こちらの案については、初期の案から最終の案まで、その都度展開していただいていたので、一通り読ませていただいております。検討委員会の委員のご意見、またパブリックコメントで市民の意見をしっかり盛り込まれているかと思うので、基本方針としては良いものになっていると思えました。さまざまな

予測を立てて、方針を定めていますが、藤沢市の状況とか地域の状況で再検討が必要だったりすることが、今後出てくるかと思えます。ただ、そういった新たな予測が立ったときに、その都度、検討してまた盛り込んでいくというような柔軟な体制を整えていただければありがたいと思っています。

種田委員

質問と意見を申し上げたいと思います。1点目支援教育なんですけど、白浜養護学校の教室不足ということで、今度、県の療育センターがあったところに、県立の肢体不自由の子が入る養護学校ができるということですが、そこは肢体不自由の方が入る学校になると思います。そうしますと、白浜とか県立の藤沢養護学校に入ることになる知的とか、発達障がいの方が入るわけではないので、各学校に今後、設置される特別支援学級の設置が待たれると思います。全校設置の目標を立ていらっしゃいますが、何年ぐらい先には全校設置の予定で動いていらっしゃるのかというのが1点。

もう一点は、私は、地域活動として、町内会で役員として活動しておりますが、小学校の子どもたちの地域活動への参加が、最近なかなか難しいところがあって、子ども会がなくなったりということがあったりして、やはり小学校の間はいろいろな行事に親とともに来ていただいて、地域を盛り上げていただきたいと思うので、小学校の区分は町内会に即してやっていただきたいというのが1点です。ただ、町内会を分断するような新しい大きな道路が走ったりということがあって、本当に通学が厳しいところではあるのですが、その辺も考慮していただけたらと思います。それともう一つは、通学区分を明確化すると書いてあったと思うのですが、個別の不登校の子どもとか、いじめとか、あるいは家庭環境でどうしてもこちらの学校に行きたいというふうな相談を受けた場合は、柔軟に対応していただきたいと思っています。この計画の中に盛り込むものではないのですが、実際に当たるときにはそのようなところも大切に活用していただきたいと思っています。以上、質問と意見でした。

坪谷教育指導課長

1点目の支援教育のことですが、まず、県立特別支援学校の藤沢養護学校について、増改築というようなことで、肢体不自由教育部門が新たに加わっているところですが、合わせて知的障がい教育部門の方も受入れ枠を拡大ということで、これまでの間、藤沢養護学校の方がバリアフリー化されていないということもあって、肢体不自由をとともなう知的障がいのお子さんが、なかなか県立の肢体養護学校の受入れが難しかったということもあり、白浜養護学校で受け入れるような形でしたが、そのあたりも改善されると考えております。そこでの受け入れ拡充ということ踏まえて、また、合わせてご指摘いただきました特別支援学級の全校設置ということも、これまでも目標としておりますが、何年度までにというところは今の時点では明確に出せないところでもあるのですが、適正規模・適正配置の計画の中で、特別支援学級全校設置というような視点を加えて検討していくということで基本方針にも掲げておりますので、その視点はしっかりととらえて進めてまいりたいと考えております。

藤田教育総務課主幹

2点目の小学校の町内会も中心に考えてというご意見・ご質問ですけれ

ども、こちらの部分につきましては、基本方針の 20 ページに記載しており、原則として自治会・町内会を分断しないようにというふうを考えております。やはり子ども会といった活動は子どもたちのコミュニティが生まれる一番最初の会だと思っておりますので、そういったところを分断せず、可能な限り考えてまいりたいと思っております。

木村学務保健課課長補佐 2点目の学区の明確化の部分ですが、不登校のお子さんであったり、家庭の環境でというところで柔軟に対応というお話をいただいたところですが、こちらについては、さまざまな状況で学区どおりの学校に行けない状況のお子さんはいらっしゃいます。例えばDVの方とかさまざまな状況を必要に応じて、教育的配慮等をした中で、変更等の対応もしております、そういったことも対応できるということを市のホームページ等でご案内をしているところですので、補足させていただきます。

飯盛委員 いろいろな意見が反映されていて、私も大枠・全体として内容に異存はありません。これはコメントです。もう既に対応されているかと思いますが、藤沢市は人口が増えている自治体でもありますが、適正規模、人口についてはなかなかその読みが難しいと思いますけれども、都市計画とか地域振興の部局の方々と、しっかり意見交換をしながら、情報共有しながら対応いただければと思っております。ご説明いただいた 23 ページに、子どもの効果的な教育ということを中心に打ち出したことは、先ほど申し上げたように、内容に異存はございません。さらに、(6)の「地域との連携」については、書いてあるとおりで、学校というのは地域コミュニティの中核になっているということが、最近、非常に強く認識され出しています。特に、高齢の方々にとっては、昔、学校ではいろいろな行事などがあつたりして、いろいろな思い出をお持ちの方もいますので、ここに書いてあるとおり、地域の方々と十分に協議を重ねて、地域の方々の意見、声というものを大切にさせていただきたいと考えております。

木原委員 私もコメントですけれども、基本方針に対しては各地区の状況を踏まえながら、これから策定されるということですので、ぜひ粛々と進めていただければと思っております。各地区、それぞれ特徴がありますので、そこが大切なところかと思いました。

岩本教育長 ほかにありませんか。  
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 59 号「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針の策定について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第 60 号「学校教育ふじさわビジョンの改定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

坪谷教育指導課長 議案第 60 号「学校教育ふじさわビジョンの改定について」、ご説明いたします。(議案書 32 ページ参照)

この議案を提出いたしましたのは、学習指導要領及び第3期藤沢市教育振興基本計画等との整合性を図るとともに、学校教育の新たな指針を示すために、「学校教育ふじさわビジョン」の改定を行う必要によるものです。(資料1参照)

「学校教育ふじさわビジョン」は、学校教育に携わるすべての者が、明日の藤沢を担う子どもたちを育てることを目指し、学校教育に特化したものとして策定したものです。

1 「改定の理由」ですが、「学校教育ふじさわビジョン」は、平成15年5月に策定し、平成24年11月に改定し、9年が経過しております。その間、社会や子どもたちを取り巻く環境や取り組むべき課題も変化し、平成29年3月には学習指導要領が改定されました。その中では子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力の育成と「社会に開かれた教育課程」が重視されています。さらに令和2年3月に「第3期藤沢市教育振興基本計画」が策定されたことを受け、これらの新しい方向性や内容との整合性を図る必要から、「学校教育ふじさわビジョン」を改定することといたしました。

2 「改定の経緯」は、記載のとおりです。

3 「改定の主なポイント」では(1)基本理念から(5)その他についてご説明いたします。(資料2「学校教育ふじさわビジョン(案)参照」)

学校教育ふじさわビジョンの「基本理念」は、「子どもたちがともに育つ場をつくりだし、『自己の知』『状況の知』『かかわりの知』を育む」となっております。この理念は、策定時から本市の学校教育の指針として定着していることから、今回の改定でも継承しております。3つの「知」については、上段にそれぞれ育てたい力として3つの円で示しました。藤沢の目指す子どもとの関連をあらわしております。「自己の知」につきましては、自身の考えや行動を見つめ、自身を客観的に評価し、自分を認める、肯定する、自信をもつ子どもを育むため、自身を見つめ、自分を理解する力といたしました。「状況の知」につきましては、周囲の変化や状況を感じ取る中で、自身のすべきことを考え、判断し、行動する子どもを育むため、周囲の状況を見極め、対応する力といたしました。「かかわりの知」につきましては、様々な人々、自然、社会、歴史、伝統、文化などとかかわり、結びつきを深める子どもを育むため、「ひと」「もの」「こと」とかかわる力といたしました。これら3つの「知」を育むことを通して、「自ら未来を切り拓く自立したふじさわの子ども」を目指してまいります。

次に、「目指す学校像」及び「授業像」を3つの知と関連づけてあらわしました。「目指す学校像」ではビジョンの実現に向け、学校として何を旨とするかを示しております。1点目は、子ども一人ひとりを大切に、子どもの主体的な学びを保障する学校、2点目は、子どもが考え、判断するような体験・経験の機会を工夫する学校、3点目は、地域社会とともに、「ひと」「もの」「こと」とのつながりを深める学校といたしました。

また、学校教育の根幹は授業であることから、今回、新たに「目指す授業像」を示しました。1点目は、自分の学びと向き合い、次もチャレンジしたくなる

授業。2点目は、多様な考えに出会い、広い視野で課題の解決に向かう授業。3点目は、仲間とともに「ひと」「もの」「こと」とのつながりを深める授業といたしました。なお、教師のあり方につきましては、「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」より抜粋し、示しております。

次に、下段については、社会、教育行政との関わりを示しております。学校は地域と共にあり、ビジョンの実現に向けては、子どもに関わる学校と家庭を含む地域社会が連携・協働し、子どもたちを育てることが必要です。今回の改定ではそのようなことがわかる構成とし、学習指導要領が目指す学びや持続可能な開発目標「SDGs」などの学校を取り巻く今日的課題等を示しました。

36 ページでは「学校教育ふじさわビジョンの位置づけ」を示しております。「ふじさわ教育大綱」や「藤沢市教育振興基本計画」等との関連を図式化してまとめ、未来を切り拓いていくことができる逞しい藤沢の子どもを育てていくために、学校が重点的に取り組むべきこととして、「学校教育ふじさわビジョン」が位置づけられていることを示しました。本資料につきましては、教職員が常に意識できるよう手に取りやすいもの、また、教職員だけでなく、すべての方にとってわかりやすい内容となるよう、今回の改定でA4の1枚にまとめたものです。

最後に、「資料1」の34ページにお戻りください。4 「今後の予定」につきましては、本審議において決定いたしました後、4月に市立小・中・特別支援学校へ「学校教育ふじさわビジョン」を配布し、周知するほか、ホームページ等で広く市民へ周知していく予定です。以上で、議案第60号の説明を終わります。

岩本教育長

事務局の説明が終わりました。議案第60号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

市村委員

これまでは数ページにわたった形の冊子になっていて、そちらの内容が充実して、よかったなと思っているのですけれども、今回のようにA4版1枚でまとまっていると手に取りやすいし、概要を理解しやすいように思います。また、大きな図であらわしているのも、それぞれの「知」がどういったもので、これらの「知」を育むために学校と地域がどういった形で関わっていくのかがイメージしやすくなっていると思いました。

飯盛委員

私も市村委員と同じ感想で、内容がわかりやすくなっている、特に3つの「知」のイメージが図式化で、理解が共有されていくのではないかと感じております。資料については全く異存ありませんが、これから大切なのはビジョンに向けて具体的にどう実現していくのか、ビジョンはあくまで方向性だと思いますので、そういったことを実現するためにはどうすればよいかということも、これからの課題として考えていくべきだと思っております。それは研修でということもありますでしょうし、例えばこういったビジョンを実現しているような具体的な先生方の取組などを紹介しながら、このビジョンというものを具体化していく。そうすることによってビジョンに向かっていく推進力になるのではないかと

と考えております。

木原委員

私も内容については異存ありませんが、今、コロナウイルスの感染拡大で、授業が十分にできなくなるとか、さまざまな状況の変化もあると思うのですけれども、その中で、どの状況にあってもこのビジョンが生かせることが大事なのではないかと思っています。

種田委員

私もわかりやすい案が出てきて良いなと思っています。ただ、その中で1点だけわかりにくいところがあるので、そこをもうちょっと違う言い方がないかと思うので、質問いたします。この3つの「知」の中の「かかわりの知」に、「ひと」「もの」「こと」とかかわる力とありますが、人はわかりやすいと思うし、子どもたちもそうだと思うのですが、「もの」とか「こと」というのは、ちょっと抽象的になっているので、そのあとに説明書がありますが、もうちょっとわかりやすい言葉にならないのかというところが気になりました。

西田教育文化センター指導主事

「かかわりの知」についてのご質問ですけれども、子どもにとって自分が中のものであると、外にあるあらゆるものという意味でふさわしい言葉ということで考えたところ、やはり「ひと」「もの」「こと」というのが一番適切だと考えました。ただ、ご指摘のとおり、それだけでは何を示すのかわかりづらいというところで、さまざまな人々だけでなく、「自然、社会、歴史、伝統、文化」ということで、言葉をできるだけ追加することでわかりやすくしようと思いました。具体的には例えば「こと」ということだと、地域のお祭りとか行事とかかわること、「もの」でも地域にあるいろいろなものと学習対象として関わりを深めることで、より地域と関わりを持ったりということで、「自立したふじさわの子ども」を目指そうというイメージで作成したものです。

種田委員

福祉の方ではこの3つの「ひと」「もの」「こと」ではなくて、「ひと」「もの」「かね」なんです。福祉を拓いていくとき、相談をしていくときには「ひと」「もの」「かね」で、相談が進むというところなんです。それに比べると、ちょっとわかりにくいと思い、子どもたちには、大丈夫かなと思ったので、その辺の説明とか、これからのお知らせの中でやっていただけたらと思います。

岩本教育長

ほかにありませんか。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第60号「学校教育ふじさわビジョン」の改定について、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、議案第61号「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針の改定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

坪谷教育指導課長

議案第61号「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針の改定について」、ご説明いたします。(議案書37ページ参照)

この議案を提出したのは、「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針」につきましては、策定から6年が経過しようとしており、教職員の年齢構成のさらなる

変化とともに、学習指導要領の改訂及び近年の社会情勢から、教職員の人材育成に関する新たな課題が見えてきたことを踏まえ、改定を行う必要によるものです。(資料1参照)

1 「改定の経緯」について、平成27年3月に本方針が策定された後、県の教職員人材確保・育成計画の改定及び国が定めた学習指導要領の改訂等がありました。

2 「教職員の人材育成に係る現状と課題」について、(1)現状 「ア 学校教育を取り巻く社会情勢」では、技術革新によって急速なグローバル化が進み、多様な教育的ニーズへの対応が求められるとともに、新学習指導要領の実施に伴い、授業改善や新しい課題に対応できる教員の育成が必要とされております。

「イ 藤沢市の状況」では、40代後半から50代の教職員の占める割合に大幅な減少が見られるため、経験年数が少ない段階から組織の中心となる力が求められております。

これらの現状を踏まえ、(2)「課題」では、教職員の授業力向上、教育情報機器の活用及び特別支援教育を担う人材の育成が急務であると同時に、早い段階からの組織で対応する力の育成を図る必要があります。また、若手からベテランまでの学校教育力の向上のため、置かれた環境下で段階的な育成を図る必要があります。さらに研修については、目標・目的の明確化と業務全体のタイムマネジメントを意識した研修や、県と市が連動した系統性のある研修体系の構築が必要になります。

3 「教職員に求められる資質・能力」につきましては、本市が抱える課題を解決するため、教職員に求められる資質・能力を5点に定めました。・コミュニケーション力、チームで協働する力、・授業力、新しい時代に対応できる課題解決力、・児童生徒指導・支援に関する知識・実践力、・社会状況や子どもの変化等に柔軟かつ適切に対応する力、・職務・職責に応じたマネジメント能力でございます。

4 「主な改定内容」では、(1)「教職員のキャリアステージ」については、資質・能力を育むため、本市教職員のキャリアステージの設定を従来の3段階から開発期、充実期①、充実期②、発展期の4段階といたしました。また、総括教諭や管理職についてもそれぞれの役割、求められる資質・能力をまとめました。このようにステージを細分化することで、各ステージで育む力を明確にいたしました。各ステージに求められる役割と資質・能力は記載のとおりです。

(2) 「学校教職員人材育成基本方針」については、1点目として、教職員一人ひとりの特性や能力、目標に応じて資質・能力の向上を図ること。2点目として、授業力及び新しい時代に対応できる課題解決力の向上を図ること、この2点目は、昨今の教職員人材育成に係る重視すべき課題ととらえ、本改定で新たに追加した方針です。3点目として、教職員のキャリアステージに応じて計画的に資質・能力の向上を図ること。4点目として、組織的な学校運営を通

して教職員の資質・能力の向上を図ること。5点目として、人事制度を活用して、教職員としての幅広い視野と資質・能力の伸長を図ることです。

(3)「人材育成の推進体制」では、本方針のもと人材育成を推進するため、本市教育委員会、学校教職員が果たすべき取組として5点に決めました。今後につきましては、学校と教育委員会が連携して、校内研究や研修が円滑に進むような体制を整えること。教育委員会は各課連携を図りながら、県の研修と連携した研修の実施や自己研さんのための選択研修を充実させること。学校は人事評価や校内人事等を含めた人事制度を生かすこと。教職員が自己分析チャート等を活用し、研修を自発的、計画的に進めることなど、それぞれが与えられた役割を果たし、人材育成推進のため取り組んでまいります。

5 「今後のスケジュール（予定）」では、本審議において決定いたしましたら、新年度に市内の教職員に向けて冊子を配布し、本方針を周知してまいります。以上で、議案第61号の説明を終わります。

岩本教育長

事務局の説明が終わりました。議案第61号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

種田委員

学校教職員の人材育成は喫緊の課題だと思います。ご説明にもありましたが、40代後半から50代にかけて人材不足ということもありますが、そこで一番大切なのは、校内研修かなと思うんです。教職員の方は本当にお忙しいので、外での研修も大切ですが、そんなにできないと思うので、校内研修の充実というところを図っていただけたらと思っています。

市村委員

1点、質問をさせていただきますと、本件に関しては既に教職員である人に対する人材育成がメインの基本方針ということで、直接には関係ないかもしれませんが、説明のあった「現状」の部分で、藤沢市の状況の1点目と3点目から全体的に教員自体が不足しているという課題があるのかなと思っています。こちらに対しては、取り組むのは県かもしれませんが、藤沢市として何か取り組んだりとか、対策を取っていることがあれば、教えていただきたいと思えます。

坪谷教育指導課長

県の人事ということもあるのですが、なかなか定数で賄い切れない部分を市費講師ですとか、サポート講師ですとか、市費でカバーできるようなところでは確保できるようにしております。臨時的任用職員についても、県費教職員ではございますが、市の方に登録していただいたりということもございますので、市費講師も含めて市の方で人材を探して確保している状況があります。教育指導課の視点といたしましては、大学生から藤沢市で教員になりたいという方が、できるだけ多く増えるようにということで、学生ボランティアなどを募集したり、そういう方たちにやりがいを感じていただけるような視点も今後、ますます必要ではないかと思って、取組の1つと考えております。

市村委員

そういった大学生が興味を持っていただけるような取組をしていただくとともに、大学生にそういった取組があるということが伝わるような仕組みも考えていただければと思います。



飯盛委員 先生方の研修はとても大切なポイントだと思います。ぜひ、先ほどの「学校教育ふじさわビジョン」に応じたような研修内容も当然、考慮に入れなければならないと思いますので、そういった取組を期待したいと思っています。昨今の社会を取り巻く状況は非常に動きが速いような時代になりまして、そういった中で、人材育成は大切だと思います。40 ページにあります「自己研さんのための選択研修の充実」というのは、具体的にどういったことになりますか。

溝尾教育文化センター指導主事 教育文化センターの方で、自己研さんという形で希望制の研修を主に夏休みを利用して実施をしております。その中で教職員人材育成基本方針の改定に伴いまして、研修の区分というものがあまして、授業力向上、人格的資質向上、資質・能力という形で幾つかの区分があるのですが、その区分によって先生方がそれぞれ課題感を持っている者に対して、選択で、希望で研修できるようなものをこれからも引き続きやっていく形で考えております。

飯盛委員 そういった基本的なやり方が中心の講座ということですか。

溝尾文化センター指導主事 昨年は 60 講座ぐらいで実施したのですが、その 3 分の 2 ぐらいは授業力に特化した専門なものですけれども、それ以外に人格的資質ということで、いわゆる教職員の服務の問題であるとか、人として成長できるような講座であるとか、あるいは一般向けという形で教職員の一般の方とミックスして、例えば江の島水族館の館長さんにお話を伺うことであるとか、そういったような幅広い研修にこれからも努めていきたいと思っています。

飯盛委員 幅広い部分というところでは、もちろん教育力、授業力というのは基本ですので、これは当然ですが、さらに教養的なものとか、そういった部分の充実も期待したいと思います。

木原委員 教員の方々は教育が目指すところであって、その点で人材育成とか研修を受けることは、基礎的なことだと思いますし、より良い授業をするために必要なことだと思います。それと別冊資料の「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針(案)」のⅦ番とかⅨ番にある「教職員の働き方改革」や教職員が教育活動に専念できる環境整備、また、教職員が健康で明るく元気に業務に専念するためのメンタルケアの一層の推進は外せない大事なところだと思います。

岩本教育長 ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 61 号「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針の改定について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、議案第 62 号「藤沢市文化芸術振興計画の一部修正について」を上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

井澤文化芸術課長 議案第 62 号「藤沢市文化芸術振興計画の一部修正について」、ご説明いたします。(議案書 43 ページ参照)

今回、この議案を提出しましたのは、藤沢市文化芸術振興計画について時点

修正やその他の軽微な内容の修正を行う必要があるためです。(資料1参照)

1 修正に至る経過ですが、本計画につきましては、当初、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される予定であった令和2年までを前期、それ以降を後期として取り組む予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京2020大会は令和3年度に延期されたことを踏まえ、本計画の修正についても延期をさせていただいたところです。昨年9月に、パラリンピックも無事閉幕し、東京2020大会が終了したことから時点修正の必要が生じたため、今回、本計画の修正を行うことといたしました。

2 主な修正点は、記載の3点となります。修正後の本計画については資料2の45ページ以降に記載しております。なお、追記や修正を行った箇所につきましては、下線を引いておりますので、ご参照くださいますよう、お願いいたします。

3 今後の予定ですが、修正後の本計画につきましては、4月からの施行を予定しております。以上で、議案第62号の説明を終わります。

岩本教育長

事務局の説明が終わりました。議案第62号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第62号「藤沢市文化芸術振興計画の一部修正について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷

岩本教育長

以上で、本日、予定いたしました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。

市村委員

2月18日に、鶴南小学校の新屋内運動場・保育園棟の視察に行ってきました。工期が遅れて、迫っているということだったのですが、すべての階を回ることができまして、学童のエリア、保育園のエリア、体育館などもすべて見させていただいて、子どもたちが楽しく遊んでいるところを想像しながら、見させてもらいました。津波の対策として屋上に避難できるようになっていて、そのために建物としては相当高い建物になっているので、いろいろな視点からの意見を取り入れて、子どもたちが安全に日常、過ごせるようにしていただきたいと思いました。以上です。

岩本教育長

ほかに報告事項のある方、いらっしゃいますか。(なし)

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。4月22日(金)午後2時から、傍聴者の定員は20名、場所は本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

また、新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、開催方法等を変更

する場合がありますので、その際はホームページでお知らせいたします。

以上で、本日の公開での審議の日程はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

－ 午後 5 時 20 分 －